

## 株式会社シビル・デザイン情報セキュリティ基本方針

### 1 目的

本基本方針は、会社が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、会社が実施する情報セキュリティ対策に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、想定される各種の脅威を踏まえ、情報セキュリティ対策を実施する。

### 3 適用範囲

#### （1）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク構成図等のシステム関連文書

### 4 職員等の遵守義務

職員、非常勤職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守するものとする。

### 5 情報セキュリティ対策

会社は、情報資産を保護するため、必要な情報セキュリティ対策を講じるものとする。

### 6 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて、情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

### 7 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合、又は情報セキュリティを取り巻く状況の変化により新たな対策が必要となつた場合には、情報セキュリティポリシーの見直しを行うものとする。

### 8 情報セキュリティ対策基準の策定

前条までに規定する対策等を実施するため、具体的な遵守事項及び判断基準等を定めた情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

### 9 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより会社の業務運営に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。